

議事要旨(4) 退職給付専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長及び中根研究員より、「専門委員会での検討状況」、「アセット・シーリング」、及び「IFRIC 第 14 号を改訂する公開草案へのコメント対応案」について、審議資料に基づき説明がなされた。その後、次のような質疑応答が行われた。

アセット・シーリングについて（審議事項(4)-2)

- 我が国の制度の趣旨や実態を踏まえると、経済的便益がないものとしてアセット・シーリングに該当するケースは、通常はないと考えるのが自然であるが、IFRIC 第 14 号の（最低積立要件の）解釈との関係で我が国においてもアセット・シーリングが生じるのかどうかを検討するに当たっては、英国における IFRIC 第 14 号の適用事例も調査したほうがよいという意見があった。また、論点整理に対して、我が国の会計基準にもアセット・シーリングを導入すべきというコメントが寄せられているが、どのような状況が具体的に想定されるのかについて専門委員会で議論が行われているのかという質問があった。これに対して事務局より、前者の意見については今後調査するかどうかを検討したい旨、後者の質問については我が国で想定されるケースについて専門委員会で意見交換されたものの、現時点では方向性や影響度合いについて明らかではない旨の回答がなされた。
- 仮に積立超過の状況で制度が廃止になった場合に、当該積立超過分が返還されないならばアセット・シーリングの対象になるのかという質問があった。これに対して事務局より、当該事象そのものは対象になると考えられるが、制度が継続している状況において積立超過となる時点があったとしても、通常はその後の期間でいずれ解消されるものであり、最終的に制度が廃止された際に返還されない分までを考慮してアセット・シーリングの対象となると考えることに意義があるのかという意見が専門委員会であった旨の回答がなされた。
- アセット・シーリングは解釈が難しく、我が国の制度面にも関係してくることから、IFRIC 第 14 号が我が国に該当する事例があるのかどうかについて、専門委員会でもう少し時間をかけて検討してみてもよい旨の意見があった。

IFRIC 第 14 号を改訂する公開草案へのコメント対応案について（審議事項(4)-3)

- IFRIC 第 14 号を改訂する公開草案で提案している内容(最低積立要件の前払い)は、我が国に該当しないと思われるため、当該公開草案に対してコメントを行わない対応は賢明である旨の意見があった。

以 上